

知多北部広域連合議会臨時会会議録

(会議録第 83 号)

令和 6 年 4 月 3 0 日

知多北部広域連合議会

令和6年知多北部広域連合議会第1回臨時会会議録目次

4月30日

一部議席の指定	5
会議録署名議員の指名	5
会期について	5
例月出納検査結果報告（1月分～2月分）	5
知多北部広域連合長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について	5
知多北部広域連合介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例の一部改正について	6
閉会中における議会運営委員会の調査研究付託案件について	7

知多北部広域連合議会会議録（第83号）

1 招集年月日

令和6年4月30日（火） 午後2時05分

2 招集の場所

東海市しあわせ村 保健福祉センター（2階）講義室（議場）

3 応招議員（16人）

1番	北川明夫	2番	今瀬和弘
3番	加藤菊信	4番	蓑手純一
5番	鷹羽琴美	6番	宮下真悟
7番	藤本宗久	8番	柴崎智子
9番	伊藤清一郎	10番	中山貴弘
11番	石濱隼人	12番	藤井貴範
13番	鏡味昭史	14番	前田明弘
15番	北野興地	16番	秋葉富士子

4 不応招議員

なし

5 開閉の日時

開会 令和6年4月30日 午後 2時05分

閉会 令和6年4月30日 午後 2時18分

6 出席議員

応招議員と同じである。

7 欠席議員

なし

8 職務のため議場に参加した議会事務局職員

事務局長 平永 亜輝英 書記 笠木 綾子

9 説明のため議場に参加した者

広域連合長	花田 勝重	副広域連合長	岡村 秀人
副広域連合長	宮島 壽男	副広域連合長	日高 輝夫
選任副広域連合長	星川 功	会計管理者	吉田 幸尚
事務局長	阪野 嘉代子	総務課長	伊藤 孝英
事業課長	山下 秀彰		

〈関係市町〉

東海市健康福祉監	橘 洋子	東海市高齢者支援課長	池田 富士子
大府市福祉部長	猪飼 健祐	大府市高齢障がい支援課長	小島 紳也
知多市福祉子ども部長	花井 佳世	知多市長寿課長	榎山 友佳子
東浦町健康福祉部長	鈴木 貴雄	東浦町ふくし課長	船津 光裕

10 議事日程

日程	議案番号	件名	備考
1		一部議席の指定	
2		会議録署名議員の指名	
3		会期について	
4	報告 3	例月出納検査結果報告(1月分～2月分)	
5	議案 7	知多北部広域連合長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について	
6	” 8	知多北部広域連合介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例の一部改正について	
7		閉会中における議会運営委員会の調査研究付託案件について	

11 会議に付した事件

議事日程に同じである。

(4月30日 午後2時05分 開会)

議長（鷹羽琴美）

皆さん、こんにちは。

定刻となりました。

ただいまの出席議員は16人で、定足数に達しております。

ただいまから令和6年知多北部広域連合議会第1回臨時会を開会いたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表のとおり進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、地方自治法第121条の規定により、広域連合長以下関係職員の出席を求めましたので、御報告申し上げます。

また、去る3月6日に、東海市議会選出の加藤菊信議員、佐藤友昭議員、中村義幸議員、秋葉みどり議員から、4月10日付をもって広域連合議会議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第126条の規定により4名の議員の辞職を許可いたしましたので、会議規則第97条第2項の規定により御報告いたします。

なお、東海市議会から後任の議員といたしまして北川明夫議員、今瀬和弘議員、加藤菊信議員、蓑手純一議員が選出されましたので御報告いたしますとともに、1名欠員となっております議会運営委員につきましては、議会運営委員会条例第5条の規定により議長において今瀬和弘議員を指名し、また4月17日に開催されました議会運営委員会において、委員長には今瀬和弘委員が選任されましたので併せて御報告いたします。

議長（鷹羽琴美）

会議に先立ち、広域連合長から挨拶をいただきます。

広域連合長（花田勝重）

議長のお許しを得まして、知多北部広域連合議会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、広域連合議会の第1回臨時会をお願いいたしましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

今回の臨時会におきましては、東海市選出議員の改選による諸手続のほか、知多北部広域連合長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正はじめ2件を提出させていただいております。

議案の内容につきましては、後ほど御説明申し上げますが、よろしく御審議の上、御賛同いただきますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくよろしくお願いいたします。

議長（鷹羽琴美）

ありがとうございました。

これより会議に入ります。

日程第1、「一部議席の指定」を行います。

一部議席は、会議規則第4条第1項の規定により、ただいま御着席の議席を指定いたします。

議長（鷹羽琴美）

日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、16番秋葉富士子議員、1番北川明夫議員を指名いたします。

議長（鷹羽琴美）

日程第3、「会期について」を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定しました。

議長（鷹羽琴美）

続きまして、日程第4、報告第3号「例月出納検査結果報告（1月分～2月分）」を議題といたします。

本件につきましては、監査委員から当職宛てに報告書が提出されておりますので、その写しの配付をもって報告とさせていただきます。

以上で、報告第3号「例月出納検査結果報告（1月分～2月分）」を終わります。

議長（鷹羽琴美）

続きまして、日程第5、議案第7号「知多北部広域連合長等の損害賠償責任の一部免責に

関する条例の一部改正について」を議題といたします。

このことについて、地方自治法第292条において準用する地方自治法第243条の2の7の規定により監査委員の意見を求めたところ、机上に配付したとおり回答がありましたので御報告します。

それでは、提案者から提案理由の説明を求めます。

事務局長（阪野嘉代子）

ただいま上程になりました議案第7号「知多北部広域連合長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について」御説明いたします。

提案の理由といたしましては、地方自治法等の改正に伴い、引用条項を変更するため改正するものでございます。

参考資料の新旧対照表により御説明いたします。

第1条及び第2条の改正は、引用条項を変更するものでございます。

附則は施行期日で、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

議長（鷹羽琴美）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第7号「知多北部広域連合長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

議長（鷹羽琴美）

続きまして、日程第6、議案第8号「知多北部広域連合介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

事務局長（阪野嘉代子）

ただいま上程になりました議案第8号「知多北部広域連合介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例の一部改正について」御説明いたします。

提案の理由といたしましては、介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項についての一部改正に伴い、根拠規則の整理をするため改正するものでございます。

参考資料の新旧対照表により御説明いたします。

第5条の第1号から第4号の改正は、引用条項を変更するものでございます。

附則は施行期日で、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

議長（鷹羽琴美）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第8号「知多北部広域連合介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

議長（鷹羽琴美）

続きまして、日程第7「閉会中における議会運営委員会の調査研究付託案件について」を議題といたします。

お諮りいたします。閉会中における議会運営委員会の調査研究付託案件を議会運営委員会に付託の上、調査が終了するまで閉会中の調査研究事項としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、お手元に配付いたしました閉会中における議会運営委員会の調査研究付託案件を議会運営委員会に付託の上、調査が終了するまで閉会中の調査研究事項とすることに決定しました。

議長（鷹羽琴美）

以上をもちまして、臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

広域連合長から発言の申出がありますので、これを許します。

広域連合長（花田勝重）

議長のお許しを得まして、知多北部広域連合議会臨時会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今回の臨時会におきましては、私どもから提出させていただきました条例改正につきまして、いずれも原案どおり御議決賜りましたこと、まずもってお礼を申し上げます。

そして、新たに4名の議員に加わっていただき、これまで同様充実した議会運営がいただけるものと、私どもにとりましても心強い限りでございます。

私どもといたしましても、よりよい介護保険制度の運営のため今後も一層の努力をしてまいる所存でございます。議員の皆様には引き続き御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

議長（鷹羽琴美）

これもちまして、令和6年知多北部広域連合議会第1回臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

（4月30日 午後2時18分 閉会）

この会議録は、書記の校閲したものと内容の相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 (5番) 鷹 羽 琴 美

議 員 (16番) 秋 葉 富士子

議 員 (1番) 北 川 明 夫